

## 入札監理小委員会における審議の結果報告

### 登記簿等の公開に関する事務、外国人在留総合インフォメーションセンタ

### 一の運営業務及び地方入国管理局等の入国・在留手続の窓口業務における

### 委託業務の契約の解除後の措置等について

法務省の実施している登記簿等の公開に関する事務、外国人在留総合インフォメーションセンターの運営業務及び地方入国管理局等の入国・在留手続の窓口業務における委託業務の契約の解除後の措置について、入札監理小委員会での審議の結果を以下のとおり報告する。

#### 1. 登記簿等の公開に関する事務についての審議結果

##### 【事案の概要】

- ① 本委託業務を実施しているATG company株式会社及びアイエーカンパニー合資会社（以下「両社」という。）に対して、平成24年1月31日に、健康保険法等に違反した虚偽の届出の事実により、略式命令（50万円の罰金）が出された。
- ② そこで、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「法」という。）第27条第1項の規定に基づき、本年2月14日付けで、健康保険法及び厚生年金保険法に定める手続の適切な履践並びに労働社会保険諸法令の遵守を確保するための追加の体制整備等について改善指示を発した。
- ③ 今般、両社において、健康保険料等を滞納している事実が発覚した。

##### 【対応】

- ① 両社における健康保険料等の滞納は、上記改善指示における健康保険法及び厚生年金保険法に定める手続の適切な履践に違反するものであり、法第22条第1項第1号トに該当することから、両社との契約を解除することとした。
- ② また、解除手続や新たな受託事業者（以下「新受託事業者」という。）の選定には、約1か月程度の期間を要することから、当該期間については、法第33条の2第6項の規定により、現受託事業者の委託業務の全部の停止を命じる（7月2日から8月3日まで）こととした。
- ② 停止期間中は、現受託事業者の業務従事者を法務局の非常勤職員として可能な限り確保する等して国において本委託業務を実施することとする。

##### 【解除後の措置】

本委託業務を適正かつ確実に実施するために新受託事業者を緊急に選定する必要があることから、随意契約により受託事業者を選定することとする。

## 2. 外国人在留総合インフォメーションセンターの運營業務及び地方入国管理局等の入国・在留手続の窓口業務における審議結果

### 【事案の概要】

- ①本委託業務を実施しているアイエーカンパニー合資会社から、平成24年7月1日以降、当該業務の遂行が困難である旨の申し出があった。
- ②健康保険料等を滞納し、日本年金機構から差押予告通知を受けているほか、従業員の給料も全額支給できないほど経営状況が悪化し、今後、会社として存続していく目途が立たないとの状況が発覚した。

### 【対応】

同社の状況を総合的に判断すると、本委託業務を継続的に実施することができないことは明らかであり、このことは法第22条1項第1号ニに該当することから、同社との契約を解除することとした。

なお、既に本年7月2日以降は同社において本件委託業務が実施されておらず、現受託事業者の業務従事者を東京入国管理局等の非常勤職員として採用する等して国が実施している状況にある。

### 【解除後の措置】

同社との契約解除後措置としては、本委託業務を適正かつ確実に実施するために新受託事業者を緊急に選定する必要があることから、随意契約により受託事業者を選定することとする。

なお、平成25年度の対応については、新たな市場化テストを実施することをも含め、早急に検討を行う。

以上